

茨城県報

号 外

昭和48年5月4日

金 曜 日

(明治35年3月17日)
第三種郵便物認可

目 次

告 示

(教 育 委 員 会)

●昭和48年度指定文化財等補助金交付要項……………1

(公 安 委 員 会)

●交通規制の一部改正……………15

雑 報

●土地区画整理審議会の選挙立候補者……………20

●土地区画整理審議会の委員の当選人の決定……………21

告 示

(教 育 委 員 会)

茨城県教育委員会告示第6号

昭和48年度指定文化財補助金交付要項を次のように定める。

昭和48年5月4日

茨城県教育委員会委員長 須 藤 敬

昭和48年度指定文化財等補助金交付要項

(趣旨)

第1条 茨城県文化財保護条例(昭和37年茨城県条例第30号。以下「条例」という。)第16条、第29条、第36条第1項、第37条及び第38条並びに文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第98条第1項の規定に基づき、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、当該補助金については、茨城県補助金等交付規則(昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(補助事業等)

第2条 規則第2条第2項及び第3項に規定する補助事業等及び補助事業者等並びに補助率は、次のとおりとする。

補 助 事 業 等	補 助 事 業 者 等	補 助 率
1 国指定文化財等に係る事業		
(1) 重要文化財の管理・修理・防災・買上げ又は公開	所有者(管理者及び管理団体を含む。以下同じ。) 又は地方公共団体	国庫補助額を除いた残額の $\frac{1}{2}$ 以内
(2) 重要無形文化財の記録の作成・伝承者の養成・保存又は公開	保持者又は管理団体	
(3) 無形文化財のうち国が必要と認めたものの記録の作成・保存又は公開	同 上	
(4) 重要民俗資料の管理・修理・防災・公開・記録の作成又はその保存のための適当な措置	同 上	
(5) 史跡名勝天然記念物の管理・修理・防災・買上げ又は復旧	所有者又は地方公共団体	
(6) 国庫補助金の交付されないもので、緊急なものの応急修理又は応急復旧	所有者	補助対象経費の $\frac{1}{2}$ 以内
2 県指定文化財等に係る事業		
(1) 有形文化財の管理・修理・防災・買上げ又は公開	所有者又は地方公共団体	補助対象経費の $\frac{1}{2}$ 以内
(2) 無形文化財の記録の作成・伝承者の養成・保存又は公開	所有者又は管理団体	
(3) 民俗資料の管理・修理・防災・公開・記録の作成又はその保存のための適当な措置	同 上	
(4) 史跡名勝天然記念物の管理・修理・防災・買上げ又は復旧	所有者又は地方公共団体	
3 文化財顕彰に係る事業		
(1) 歴史、民俗、考古、自然財(天然記念物を含む)、無形文化財等に関する研究論文資料等の発刊	文化財研究者(個人)	補助対象経費の $\frac{1}{2}$ 以内
(2) その他文化財に関する研究出版に対する助成		

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、昭和48年度指定文化財等補助金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に提出しなければならない。ただし、出版計画書(様式第6号)については、文化財顕彰助成にかか
る事業のみとする。

- (1) 申請書の資産及び負債に関する書類(様式第2号)
- (2) 仕様書及び設計図(当該補助事業の性質上添付し難いときは、当該補助事業の内容及び実施の方法の詳細を示す書類等)
- (3) 歳入歳出予算書(様式第3号)
- (4) 支出内訳明細書(様式第4号)

(6) 出版計画書(様式第6号)

(7) その他

(交付決定の通知)

第4条 規則第7条により教育長が補助金申請書に通知するときは、昭和48年度指定文化財等補助金交付決定通知書(様式第7号)によるものとする。

(内容の変更等)

第5条 補助事業者等は、補助事業等に要する経費の配分又は補助事業等の内容を変更しようとするときは、すみやかに昭和48年度指定文化財等補助事業計画変更(中止又は廃止)承認申請書(様式第8号)に、次に掲げる書類を添えて教育長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、金額に変更をきたさない軽微な補助事業の内容の変更については、この限りでない。

(1) 事業内容変更計画書

(2) 事業費配分変更内訳書(様式第9号)

2 補助事業者は、補助事業等を中止し、又は廃止しようとするときはあらかじめ昭和48年度指定文化財等補助事業計画変更承認申請書により教育長の承認を受けなければならない。

3 補助事業者等は、補助事業等の予定期間を1か月以上延長せざるを得なくなつたときは、昭和48年度指定文化財等補助事業完了期限延長承認申請書(様式第10号)により完了期限を延長する旨の承認を受けなければならない。

4 補助事業の完了により生ずる収入金(補助金を概算払したときの預金利子並びに仮設物及び不用品等の売却代)は、当該補助事業の経費にあてるよう措置しなければならない。

(申請の取下げ)

第6条 規則第8条第1項の規定による申請の取下げは、当該補助金の交付決定通知を受ける日から10日以内に、昭和48年度指定文化財等補助金交付申請取下書(様式第11号)を教育長に提出して行なうものとする。

(着手及び完了届)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者は、当該補助事業に着手し、又は完了したときは、ただちに昭和48年度指定文化財等補助事業着手(完了)届(様式第12号)を教育長に提出しなければならない。

(状況報告)

第8条 補助事業者等は、補助事業等の遂行中教育長の要求があつたときは、すみやかに事業遂行の状況を昭和48年度補助事業状況報告書(様式第13号)を教育長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者等は、補助事業等が完了した日から起算して10日以内の日又は当該補助事業等が完了した年度の3月31日のいずれか早い日までに、規則第13条の規定により昭和48年指定文化財等補助事業実績報告書(様式第14号)及び次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 歳入歳出精算書
- (2) 支出内訳明細書
- (3) 補助事業実施仕様書及び設計図
- (4) 補助事業の経過又は成果を示す写真並びに契約の写し

(補助金の交付)

第10条 補助金の交付は、補助事業等の終了後その精算払により行ならものとする。ただし、教育長は、補助金の交付の目的を達成するために必要と認めた場合は、概算払により交付することができる。

第11条 この要項により教育長に提出する書類は、すべて所轄の市町村教育委員会及び教育事務所を経由するものとする。

様式第1号

昭和 年 月 日

茨城県教育委員会教育長殿

申請者住所

文化財名称

代表者名

㊞

昭和48年度指定文化財等補助金交付申請書

指定文化財等保存事業について、補助金の交付を受けたいので、指定文化財等補助金交付要項に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請額
- 2 補助事業名
- 3 補助事業の目的及び内容
- 4 実施方法(直営、委託、請負等実施の区別及び請負先)

- 5 補助事業の着手及び完了の時期

昭和 年 月 日着手 ～ 昭和 年 月 日完了

- 6 その他参考となるべき事項

(1) 隔地払

(2) 口座振替払 () 銀行 () 支店

口座番号 ()

様式第2号

申請者の資産及び負債に関する書類

ア 収入及び支出

収 入			支 出		
項 目	金 額	備 考	項 目	金 額	備 考
拝観料・檀信徒 施 収 入	円		維 持 費	円	
奉納金等収入			経 営 費		
資 産 収 入			人 件 費		
寄 付 金			積 立 金		
雑 収 入			特別会計繰出金		
特別会計繰入金			返 済 金		
借 入 金					
前年度繰越金					
計			計		

イ 財産状況

昭和 年 月 日現在

資 産		負 債	
区 分	数 量	区 分	金 額
(基本財産)		円	
土 地		借 入 金	
建 物		長 期 借 入 金	
定期預金		短 期 借 入 金	
有価証券			
(普通財産)		円	
土 地		引 当 金	
建 物			
有価証券			
預貯金			
現金		未 払 金	
車輛等			
什器備品			
図書			
(その他)		円	
貸付金		負 債 合 計	
前払金		差 引 (資産-負債)	円
資 産 合 計		正 味 財 産	円

(注) ア及びイ表は、当該年度の前年末現在で作成すること。

様式第3号

1 収入の部

区 分	昭 和 年 度 額 予 算	昭 和 年 度 額 予 算	計	備 考
所有者負担金	円	円	円	
市町村補助金				
そ の 他				
小 計				
国庫補助金				
県費補助金				
合 計				

2 支出の部

区 分	昭 和 年 度 額 予 算	昭 和 年 度 額 予 算	計	備 考
1 () 事業費	円	円	円	
(1) () 費				
(2) () 費				
(3) () 費				
2 事 務 費				
(1) () 費				
(2) () 費				
合 計				

様式第6号

出 版 計 画 書

住 所			研究部門		
氏 名		職 業		年 齢	性別
書 名					
出版内容					
出版に要 する経費	費	目	金	額	積 算 基 礎
研 究 歴					
その他の 特記事項					

様式第7号

文 第 号
昭和 年 月 日

殿

茨城県教育委員会教育長

昭和48年度指定文化財等補助金交付決定通知書

昭和 年 月 日付けで申請のあつた指定文化財等補助金については、茨城県補助金等交付規則第5条の規定により下記のとおり交付することに決定したので、同規則第7条の規定により通知します。

記

- 1 補助事業名 事業
- 2 補助金交付額 金 円
- 3 補助事業等の内容は、申請書の記載どおりとする。
- 4 補助条件は、次のとおりとする。

(1) この事業は、昭和49年3月31日までに完了しなければならない。

(2) この事業が完了したときは、すみやかに要項に示された実績報告書等を茨城県教育委員会教育長に提出しなければならない。

(3) 補助事業者は、この補助金に係る収入と支出に関する書類・帳簿等を整備し、明確にしておかなければならない。

(4) 補助金の交付は、補助事業の完了後に精算払いするものとする。

ただし、茨城県教育委員会教育長が、補助金交付の目的を達成するために必要と認めた場合には、交付決定額の9割相当額を限度として概算払することができる。なお、この場合事業終了後、概算払精算書(茨城県財務規則様式第95号)を提出されたい。

様式第8号

昭和 年 月 日

茨城県教育委員会教育長殿

申請者住所

文化財名称

代表者名

印

昭和48年度指定文化財等補助事業計画変更

(中止又は廃止)承認申請書

昭和 年 月 日付け、文第 号で補助金の交付決定の通知のあつた指定文化財等保存事業の実施について、下記のとおり事業計画を変更(中止又は廃止)したいので、承認くださるよう関係書類を添えて申請します。

記

理 由(変更、中止又は廃止の理由を記載すること。)

様式第9号

事業費配分変更内訳書

項 目	当 初 予 算 額	変 更 額	比 較 増 減	備 考
1 収入の部	円	円	円	
2 支出の部				

様式第10号

昭和 年 月 日

茨城県教育委員会教育長殿

申請者住所

文化財名称

代表者名

印

昭和48年指定文化財等補助事業完了期限延長承認申請書

昭和 年 月 日付け、文第 号で補助金の交付決定の通知を受けた指定文化財等保存事業の完了期限を、昭和 年 月 日まで下記の事由により延長したいので、承認くださるよう申請します。

記

(事由を記載すること。)

様式第11号

昭和 年 月 日

茨城県教育委員会教育長殿

申請者住所

文化財名称

代表者名

印

昭和48年度指定文化財等保存事業補助金交付申請取下書

昭和 年 月 日付け、文第 号で補助金の交付決定の通知を受けた指定文化財等保存事業に係る補助金の交付申請を下記のとおり取下げます。

記

- 1 交付決定通知書の受領年月日

昭和 年 月 日

- 2 取下げの理由

様式第12号

昭和 年 月 日

茨城県教育委員会教育長殿

申請者住所

文化財名称

代表者名

印

昭和48年度指定文化財等補助事業着手(完了)届

昭和 年 月 日付け、文第 号で補助金の交付決定の通知のあつた指定文化財等保存事業について、下記のとおり着手(完了)しましたのでお届けします。

記

- 1 事業種目
- 2 着手年月日 昭和 年 月 日
- 3 完了(予定年月日) 昭和 年 月 日
- 4 施行方法

様式第13号

昭和48年度補助事業状況報告書

昭和48年度指定文化財等保存事業補助金の交付を受けて施行中の補助事業について、下記のとおり報告します。

昭和 年 月 日

茨城県教育委員会教育長殿

申請者住所

文化財名称

代表者名

印

記

- 1 補助事業名
- 2 工事方法及び内容
- 3 契約年月日(請負工事の場合) 昭和 年 月 日
- 4 工事着手年月日 昭和 年 月 日
- 5 工事完了予定年月日 昭和 年 月 日
- 6 工事の出来高 約 %

様式第14号

昭和 年 月 日

茨城県教育委員会教育長殿

申請者住所

文化財名称

代表者名

印

昭和48年度文化財等補助事業実績報告書

昭和 年 月 日付け、文第 号により補助金の交付決定のあつた指定文化財等補助事業を下記のとおり実施したので、茨城県補助金等交付規則13条の規定により報告します。

記

1 補助事業名及び文化財名称

2 補助事業の実施期間

昭和 年 月 日着手 ～ 昭和 年 月 日完了

3 補助事業の実施方法

4 補助金を受けた額 金 円

5 添付書類

- (1) 補助事業歳入歳出精算書及び支出内訳明細書
- (2) 補助事業実施仕様書及び設計図
- (3) 補助事業の経過又は成果を証する書類並びに写真
- (4) その他

6 補助金の受領方法

- (1) 隔地払
- (2) 口座振替払 () 銀行 () 支店
口座番号 ()

様式第15号

歳 入 歳 出 精 算

1 収入の部

区 分	精 算 額	当 初 予 算 額	比 較 増 減	備 考
所有者負担金	円	円	円	
市町村補助金				
そ の 他				
小 計				
国庫補助金				
県費補助金				
雑収入金				
合 計				

2 支出の部

区 分	精 算 額	当 初 予 算 額	比 較 増 減	備 考
1 () 事業費	円	円	円	
(1) () 費				
(2) () 費				
(3) () 費				
2 事 務 費				
(1) () 費				
(2) () 費				
合 計				

104	削 除
105	削 除
106	削 除
107	削 除
108	削 除

同表 鹿島警察署管内の表中5の項を次のように改める。

5	国 道 124号線	鹿島郡神栖町大字平泉277番先	息 栖 小 学 校 前
---	--------------	-----------------	-------------

同表 江戸崎警察署管内の表中4の項を次のように改める。

4	国 道 125号線	稲敷郡江戸崎町佐倉1356番先	鳩 崎 小 学 校 前
---	--------------	-----------------	-------------

同表中 15の項の次に次のように加える。

16	国 道 125号線	稲敷郡桜川村大字古渡29番先	古 渡 幼 雅 園 入 口
----	--------------	----------------	---------------

同表 警察署管内の表中57の項の次に次のように加える。

58	国 道 6号線	土浦市下高津町1250番先	ロケットボイラー 前
59	県 道	土浦市下田町2704番先	土 木 事 務 所 入 口
60	国 道 6号線	土浦市外西町100番先	一 中 入 口
61	国 道 6号線	土浦市真鍋町372番先	真 鍋 橋 入 口
62	国 道 6号線	土浦市真鍋町388番先	関鉄踏切交差点

同表 下館警察署管内の表中18, 19および20の項を次のように改める。

18	県 道	下館市中山232番先	養 蚕 小 学 校 入 口
19	国 道 50号線	下館市大字玉戸1056番先	市 民 病 院 入 口
20	削 除		

同表 真壁警察署管内の表中5の項の次に次のように加える。

6	県 道	真壁郡明野町大字倉持1125番の2先	明 野 中 学 校 前
---	-----	--------------------	-------------

同表 古河警察署管内の表中34の項の次に次のように加える。

35	国 道 4号線	古河市大字古河3046番の1先	緑 団 地 入 口
----	------------	-----------------	-----------

別表第2 大子警察署管内の表中64の項の次に次のように加える。

65	国 道 118号線	久慈郡大子町大字川山190番の1先から同郡同町同字182番の1先まで (農場スタンドから斉藤登方前まで)
66	国 道 118号線	久慈郡大子町大字池田224番先から同郡同町同字池田85番先まで (荒蒔秀夫方前から向い側まで)
67	国 道 118号線	久慈郡大子町大字池田213番の1先から同郡同町同字83番先まで

同表 鹿島警察署管内の表中247の項の次に次のように加える。

248	町 道	鹿島郡神栖町大字知手33番先から同郡同町同字67番先まで (伊藤ガソリンスタンド前から向い側まで)
249	町 道	鹿島郡神栖町大字知手34番先から同郡同町同字76番先まで (竹中工務店から向い側まで)
250	町 道	鹿島郡神栖町大字知手76番先から同郡同町同字76番先まで (竹中工務店から向い側まで)
251	町 道	鹿島郡神栖町大字知手33番先から同郡同町同字34番先まで (伊藤ガソリンスタンドから向い側まで)
252	計 画 街 路	鹿島郡鹿島町大字宮中2113番先から同郡同町同字2111番先まで

同表 土浦警察署管内の表中329の項の次に次のように加える。

330	市 道	土浦市外西町98番先から向い側まで
331	市 道	土浦市西町100番先から同市同町102番先まで (土浦市立第一中学校前から住友生命土浦支局前まで)

同表第3 禁止時間の欄中「祝日」を「休日」に改める。

別表第4 規制時間の欄中「祝日」を「休日」に改める。

別表第7 禁止時間の欄中「祝日」を「休日」に改める。

別表第10 江戸崎警察署管内の表中11の項の次に次のように加える。

12	国 道 51号線	稲敷郡東村大字西代水郷大橋入口から千葉県境まで	約	370	終	日	車	両
----	-------------	-------------------------	---	-----	---	---	---	---

別表11 竜ヶ崎警察署管内の表の次に次のように加える。

石岡警察署管内

番号	道路名	指 定 区 間	延 長 メートル	通行方法
1	国 道 6 号線	東茨城郡美野里村大字堅倉1575番の5先から同郡 同町同字1538番先までの南側歩道	約 1,200	相互通行

別表第12 水戸警察署管内の表中15の項を次のように改める。

15	国 道 123号線	東茨城郡常北町石塚2497番先か ら同郡同町石塚2559番先まで	約 2,030	40 午前6時から 午後10時まで	高速車 および 中速車
----	--------------	-------------------------------------	---------	----------------------	-------------------

同表中 80の項を次のように改める。

80	削 除				
----	-----	--	--	--	--

別表第18 水戸警察署管内の表中17の項を次のように改める。

17	水戸市五軒町3丁目2番61号先 (大成高女前)				
----	----------------------------	--	--	--	--

同表中 38および39の項を次のように改める。

38	水戸市城東1丁目3番11号先 (小沼食品店前)				
39	水戸市城東1丁目5番30号先 (峯島製作所脇)				

同表中 49の項を次のように改める。

49	水戸市城東1丁目4番43号先 (日産サニー脇)				
----	----------------------------	--	--	--	--

同表中 60の項を次のように改める。

60	水戸市上水戸3丁目7番39号先 (ポーラ化粧品水戸営業所脇)				
----	-----------------------------------	--	--	--	--

同表中 67および68の項を次のように改める。

67	水戸市袴塚3丁目1番7号先 (鈴木菓子店脇)				
68	水戸市三の丸1丁目7番14号先 (弘道館公園脇)				

同表中 77および78の項を次のように改める。

77	水戸市青物町1200番先 (小室方脇)				
78	水戸市青物町1204番の4先 (沼田家具店脇)				

同表中 108の項を次のように改める。

108	水戸市大塚1353番先 (尾上商店脇)
-----	------------------------

同表中 152の項を次のように改める。

152	水戸市泉町1丁目5番30号先 (角田無線脇)
-----	---------------------------

同表中 154の項を次のように改める。

154	水戸市泉町1丁目5番8号先 (伊勢甚第一駐車場脇)
-----	------------------------------

同表中 159および160の項を次のように改める。

159	水戸市西原町3丁目1番45号先 (西原配給所脇)
160	水戸市上水戸2丁目9番37号先 (柏電気KK脇)

同表中 164および165の項を次のように改める。

164	水戸市城東2丁目7番78号先 (赤荻方脇)
165	水戸市城東2丁目2番24号先 (郡司方脇)

同表中 167の項を次のように改める。

167	水戸市新荘1丁目6番19号先 (鶴田方脇)
-----	--------------------------

同表 菅谷警察署管内の表中81の項の次に次のように加える。

82	那珂郡那珂町大字飯田1463番の1先
83	那珂郡那珂町大字飯田1766番先
84	那珂郡那珂町大字飯田1964番先
85	那珂郡那珂町大字飯田1727番先
86	那珂郡那珂町大字飯田1776番先
87	那珂郡那珂町大字飯田1805番先
88	那珂郡那珂町大字飯田1652番先

89	那珂郡那珂町大字後台2127番の2先
90	那珂郡那珂町大字後台2662番の1先
91	那珂郡那珂町大字後台2072番先
92	那珂郡那珂町大字後台2253番先
93	那珂郡那珂町大字後台2273番先
94	那珂郡那珂町大字後台2288番の3先
95	那珂郡那珂町大字後台2283番の3先
96	那珂郡那珂町大字後台2977番先
97	那珂郡那珂町大字後台2721番先
98	那珂郡那珂町大字後台2966番の2先
99	那珂郡那珂町大字後台2738番先
100	那珂郡那珂町大字後台2786番先
101	那珂郡那珂町大字後台2770番先

雑 報

日本住宅公団研究学園都市開発局公告第3号

日本住宅公団小野川土地区画整理審議会委員 の選挙の立候補者について

日本住宅公団法施行令(昭和30年政令第124号)第7条において準用する土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号)第24条第5項の規定に基づき、昭和48年5月13日執行する日本住宅公団小野川土地区画整理審議会の委員の選挙に立候補した者の氏名及び住所を次の通り公告する。

記

委員の種別	氏 名	住 所
土地所有者委員	宮 本 寛	茨城県筑波郡谷田部町大字西大沼531
〃	本 多 徳 次 郎	〃 〃 〃 大字中内420
〃	成 島 保	〃 〃 〃 〃 283

//	宮	本	守	//	//	//	館野352の9
//	藤	沢	知 夫	//	//	//	// 464
//	宮	本	芳 明	//	//	//	// 466
//	高	野	芳 男	//	//	//	// 449
//	篠	原	重 光	//	//	//	榎戸509の3

(届 出 順)

昭和48年5月4日

日 本 住 宅 公 団

~~~~~

日本住宅公団研究学園都市開発局公告第4号

昭和48年5月13日執行する日本住宅公団小野川土地区画整理審議会の委員の選挙に当つての立候補の届出は4月22日締切つた。その結果、届出のあつた候補者の数は土地所有者から選挙すべき委員の定数をこえないので、日本住宅公団法施行令(昭和30年政令第124号)第7条において準用する土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号)第26条の規定により投票を行なわないで当選人を決定する。

昭和48年5月4日

日 本 住 宅 公 団

~~~~~

□ 県政の総覧 ～ 県民の六法 □

茨 城 県 報

茨城県の行政機構、財政、農林、水産、商工、観光、土木、衛生、労働、公安、教育、文化、民生等あらゆる行政にわたる県民の権利、自由もしくは利害に、直接間接関係のある条例、規則、告示、公告等は、いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動、日常生活のため必要であり、ぜひ知つてもらわねばならないので、県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は、茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部文書課あてお申し込み下さい。購読料は、昭和47年4月1日から送料とも1ヵ月300円です。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 3 0 0 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人
発行所 茨 城 県

印刷所 茨 城 県 印 刷 所